各種支援制度の概要

制度名	概要	対象	実施条件等
1 先進技術型研究開 発助成金制度			
①先進技術型研究開発助成金(テレコム・インキュベーション)	情報通信分野における先進的な 研究開発を行うベンチャー企業 等に対し、その研究開発費の一 部を助成する。	民間のベンチャー 企業等	助成対象経費の2 分の1相当額ある いは3千万円のい ずれか低い額を助 成。
②国際共同研究助成 金	国際共同研究による先進的な情報通信技術の研究開発に対し、 その研究開発費を助成する。	国際共同研究を実 施する大学、民間企 業等	助成対象経費の2 分の1相当額ある いは1千万円のい ずれか低い額を助 成。
③高齢者・障害者向け 通信・放送サービス 充実研究開発助成金	高齢者・障害者の利便の増進に 資する通信・放送サービスの研 究開発を行うための通信・放送 技術の研究開発を行う民間企業 等に対し、その研究開発費の一 部を助成する。	民間企業等	助成対象経費の2 分の1相当額ある いは3千万円のい ずれか低い額を助 成。
2 身体障害者向け通 信・放送役務提供・ 開発推進助成金制度 (情報バリアフリー事 業助成金)	身体上の障害のため通信・放送 役務を利用するのに支障のある 人がこれを円滑に利用できるよ う、通信・放送役務の提供又は 開発を行う民間企業等に対し て、必要な資金の一部を助成す る制度	民間企業等	助成対象経費の2 分の1相当額を限 度に助成。
3 債務保証制度	通信・放送分野の開拓などを進める事業(通信・放送新規事業)に対し、情報通信研究機構の債務保証により、当該事業に必要な資金の融通を支援する制度	民間企業等 *特定通信・放送開 発事業実施円滑法 に基づき、総務大臣 から通信・放送新規 事業の認定を受け ていること。	債務保証は、原則と して1事業当たり 1回、保障限度額は 12億円
4 利子補給制度	大都市以外の地域において電気 通信の高度化に資する事業に対 し、当該事業に必要な資金に係 る金利負担の軽減を通じて支援 する制度	地域通信・放送開発 事業を行う電気通 信・放送事業者	貸付残高の 0.5%以内(貸付利子の一部を支援するもの。)